

再試験・特別試験細則

(目的)

第1条 この内規は、入学・卒業等に関する細則第5条第3号、第4号および第10条に基づき、再試験・特別試験に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 再試験（再実習）とは入学・卒業等に関する細則第10条に基づき実施するもので、次の各号に定めるものとする。

1. 病気（医師の診断書のあるもの）・学校に届け出た就職試験・学校斡旋の企業研修（原則として）・早期就業・交通機関の事故などによって、定期試験を受験できなかった場合（公欠扱いの欠席）、対象学生は校長の許可を得て、再試験を受験することができる。なお、受験料は免除するものとする。
2. クラス受験者数の過半数が不合格または、クラス受験者平均点が60点未満の場合、試験問題を作成し直し、再度試験を特別試験として実施（やり直し）する。
3. 定期試験で評価が不可（60点未満）の場合は受験料を納め、再試験受験手続きを行うことにより再試験を受験することができる。なお、受験料は1科目につき500円とする。

(受験について)

第3条 受験の方法等は、次の各号によるものとする。

1. 学級担任は再試験受験対象者にその旨を通知し、再試験を受験するように指導すること。
2. 再試験を受験する者は、定められた再試験願に所定事項を記入し、期日までに事務局にて受験手続きをすること（上記、第2条1の再試験の場合、受験手続の必要無し。公欠願と理由を証明する書類を担任に提出）。
3. 再試験は定められた日時に受験するものとする。受験の時は学生証と受験票を机上に提示するものとする。
4. 再試験は、原則として定期試験ごとに実施する。

(再試験施行要領)

第4条 再試験の施行は、次の各号によるものとする。

1. 再試験については、事務局へ提出された再試験などの処理について事務局と学級担任で行う。教務科は再試験者一覧表を作成し、事務局と学級担任に提出。学級担任はそれをもとに公欠扱い以外の対象者に申し込みを促す。同時に教務科も事務局に申し込み状況を確認、申し込みに漏れが無いよう注意する。
2. 再試験の施行は定期試験実施要領に準ずる。

(出題範囲)

第5条 再試験の出題範囲は、原則として該当教科目の学期学習範囲とする。

(成績評価および記録)

第6条 成績評価およびその記録については、次の各号によるものとする。

1. 上記、第2条1の再試験の評価は、合格点(60点)以上の場合には、60点を超えた点数の6割の点数を60点に加えたものとする。また、合格点に満たないときはその素点を半期（前期または後期）の評価とする。
2. 上記、第2条3の再試験の評価は、合格点に満たない場合は直前の定期試験の点数と比較し、高いものを半期（前期または後期）の評価とする。また、合格点以上あった場合の最高点は60点とする。
3. 追試験・再試験を受験しない場合は、評価せず「受験せず」と記録する。

(附 則)

本細則は、昭和 58 年 10 月 1 日より施行する。

本細則は、平成 7 年 4 月 1 日より改正施行する。

本細則は、平成 25 年 4 月 1 日より改正施行する。

本細則は、令和 4 年 4 月 1 日より改正施行する。

本細則は、令和 5 年 4 月 1 日より改正施行する。